

建 森 全

第149号

平成30年5月1日

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3
永田町ビル4階

一般社団法人
全国森林土木建設業協会

発行責任者 高畑博之 TEL.03-3581-3336
FAX.03-3581-3341



盛岡市内（明治橋付近）から望む春の岩手山
（写真提供：佐賀 耕太郎氏（岩手県森林土木建設協会前常務理事））

平成30年度 森林整備保全事業 設計積算要領等の 改正の概要

平成30年度の治山事業、林道事業及び災害復旧等事業を推進するにあたり、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」の目的である、現在及び将来の公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成確保の促進、また、働き方改革や治山、林道施設の長寿命化対策などを踏まえ、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格を適正に設定するため、設計積算要領、標準仕様書等の一部改正が行われました。改正等の主な内容としては、他省との整合もとりながら、施工の実態等を的確に反映した積算とするため、間接工事費率（一般管理費率等）の見直し、週休2日に取組む際の必要経費の計上、土工歩掛における施工作業量の区分の見直し（対象土量10,000m³未満区分の新設）、海岸林防災林造成地における下刈りの参考歩掛の新設、林道橋定期点検業務における

① 間接工事費率（一般管理費率）の改定

【改定前】

〔表 6-22 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合〕

工事原価	500万円以下	500万円を超え 30億円以下	30億円を 超えるもの
一般管理費等率	20.29%	注1 一般管理費等率算 定式により算出さ れた率	7.41%

注1. 一般管理費等率算定式

$$G_p = -4.63586 \cdot \log(C_p) + 51.34242$$

ただし、G_p：一般管理費等率（%）

C_p：工事原価（単位：円）

【改定後】

〔表 6-22 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合〕

工事原価	500万円以下	500万円を超え 30億円以下	30億円を 超えるもの
一般管理費等率	22.72%	注1 一般管理費等率算 定式により算出さ れた率	7.47%

注1. 一般管理費等率算定式

$$G_p = -5.48972 \times \log(C_p) + 59.4977$$

ただし、G_p：一般管理費等率（%）

C_p：工事原価（単位：円）

② 間接工事費率

【改定前】（4週8休を念頭に設定）

共通仮設費 1.02

現場管理費 1.04

【改定後】

区 分	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費（賃料）	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.01	1.03	1.04
現場管理費率	1.02	1.04	1.05

注）区分に応じて、それぞれ次の補正係数を乗じる

これに伴い、これまでブルドーザによる作業内容、施工歩掛が削除されています（ブルドーザについては経過措置として（参考歩掛）として掲載）。また、バックホウによる掘削・積込作

種についてはバックホウを標準とすることして適用機種の表が改正され、現場条件に応じた日当たりの施工量表が掲載されました。

歩掛及び仕様書の新設、被災地における積算基準等の補正の継続などが行われました。

1 森林整備保全事業設計積算要領の主な改正点について

(1)間接工事費率（一般管理費率）の改定

実態を踏まえ、一般管理費率が改定されました（①）。

(2)週休2日を実施する工事における間接工事費の補正について（試行）の改正点について

週休2日で施工する場合には、現状より工期が長くなり、現場事務所等の土地代や安全施設のリース代等を含む共通仮設費や現場技術者の給与等を含む現場管理費などが掛り増しになることから、平

成29年度から試行している間接費の補正について、施工実態を踏まえ必要な見直しが行われました（②）。また、新たに機械経費や労務費についても、週休2日の実施に伴い必要となる経費を適切に計上できるように補正を実施することとなりました。

なお、週休2日とは、工期内において4週間のうち6日休日がある「4週6休」、4週間のうち7日休日がある「4週7休」、4週間のうち8日休日がある「4週8休」を総称したものです。

(3)交通誘導警備員の積算基準改定

一般交通を規制する工事での交替員が必要な交通誘導警備員の積算において、割増係数による積み上げが廃止され、交替員も含まれた必要な配置人数について必要日数を計上することとなりました。

2 森林整備保全事業標準歩掛の主な改正点について

(1)機械土工（土砂）（※山地治山機械土工も同じ。）

施工実態調査結果を踏まえ、これまで、施工機械の標準機種としては、ブルドーザ、バックホウ、クラムシエルとして適用機種の表が掲載されていましたが、今後は機

業内容、施工歩掛を改正し、サイクルタイムでの積算から、日当たりの積算へシフトされました。
作業内容の区分として対象土量50,000㎡以上、10,000㎡以上50,000㎡未満、10,000㎡以上50,000㎡未満、10,000㎡未満及び小規模の4区分に分類されました。
さらに、小規模土工に土質軟岩(1)Aに係る掘削・積込・床堀の日当たり作業量が参考として記載されました。
(2)コンクリート工
施工実態調査結果等を踏まえ、コンクリートポンプ車打設計日打設量50㎡以上については、施工パッケージと重複することから、施工パッケージが原則として適用されることとなり、標準歩掛から削除されました。
また、コンクリート打設工法の選定についてのフロー参考図が充実しました。
さらに、材料の使用量の補正係数について、
○レディミクストコンクリート
・無筋構造物の補正係数 +0.04を+0.07
・鉄筋構造物の補正係数 +0.02を+0.03
へ改正されました。
(3)下刈

作業員の人工についての施工実態調査を踏まえ、これまでha当たり、世話役0.2人、特殊作業員3.7人、普通作業員3.7人としていたものが、ha当たり、特殊作業員6.8人、普通作業員0.8人に改正されました。

③ 森林整備保全事業標準歩掛 新設歩掛 (参考歩掛)

工種	内容
鋼管ソイルセメント杭工	原地盤中にセメントミルクを注入し、攪拌混合して造成した固化体(ソイルセメント柱)と鋼管を一体化させる工法
鋼橋製作工	橋梁製作に適用する工法
鋼橋塗装工	橋梁塗装に適用する工法
プレキャストセグメント主桁組立工	プレキャストセグメントを圧着後、ケーブル緊張してグラウト材を注入し主桁を製作する工法
コンクリートブロック積工 参考歩掛	治山事業(溪間工含む)における間知ブロックの積工(勾配1割未満、ブロック質量150kg/個未満)
下刈(海岸防災林造成地) 参考歩掛	海岸防災林造成事業で造成された植林地の下刈作業

(4)新設歩掛
新設した歩掛(参考歩掛)は左掲③のとおりです。
(5)標準歩掛の廃止
落橋防止装置工、舗装版切断工、橋梁補修工については、施工機械及び構成人員の見直し等による施

工パッケージの改正に伴い標準歩掛が削除されました。平成30年4月以降は、施工パッケージにより積算を行うこととなります。
4 施工パッケージ型積算方式の主な改正点について
(1) 試行実施要領
【改定前】
適用工種について、フロー図で記載
【改定後】
適用工種について、表形式での○×で記載

(2) 施工パッケージの拡充
国土交通省が平成29年4月時点で導入している116工種416施工パッケージについて、治山事業等に適用した工種か、現行の標準歩掛との単価の乖離が無いかなど調査解析し、治山事業等への適用を検討した結果、次の7工種13施工パッケージが追加されることとなりました(全79工種、276施工パッケージ)。
【拡充する工種】
2章① 吹付法面とりこわし工
8章① 立入り防止柵工
8章③ 落下物等防止柵設置工
8章⑥ スノーポール設置・撤去工
9章⑬ 路面清掃工(人力清掃工)

9 章⑭ 側溝清掃工（人力清掃工）

9 章⑮ 集水枘清掃工（人力清掃工）

(3) 施工パッケージの基準改正

施工パッケージに係る実態調査において、施工機械、労務費等について変動が認められた工種について基準が改正されました。

ア 3 章① コンクリート工

コンクリート打設工法の選定参考図を掲載して、わかりやすく表示されたほか、コンクリートの規格、養生工の歩掛について改正されました。

イ 9 章③ 舗装版切断工

代表機労材規格一覧の材料規格を 3 区分の舗装版全体厚に応じてそれぞれの区分を細分化して記載し、新たに径 14 インチが新設されました。

ウ 9 章⑩ 橋梁補修工（支承取替工）

施工概要フロー図記載の中に、既設支承の撤去、新設支承の設置などが追加されました。

エ その他

3 章コンクリート工②型枠工、7 章道路舗装②アスファルト舗装工、9 章道路維持修繕③舗装版クラック補修工、9 章道路維持修繕⑫落橋防止装置工及び 11 章その他

について、語句の修正や個別改正内容に連動した改正が行われました。

5 森林整備保全事業工事標準仕様書の主な改正点について

(1) 標準仕様書

ア 第 1 編共通編 用語の定義

(1-1-1-1-2) に、

・ 書面の定義に、電子納品及びワンデーレスポンスの定義が新たに記載されました。

関連して、

・ 1-1-1-1-6 監督職員の項目に、ワンデーレスポンスに努める旨記載されました。

イ 第 4 編治山防潮工等 第 1 章

築堤・護岸に、「第 4 節海岸防災林 生育基盤盛土工」を新設し、

・ 盛土材料について、透水性に優れた砂質土を標準とするなど具体的な留意点について、また、盛土の軟らかさを確保するため、走行回数減や盛土の層数について新たに記載されました。

ウ 第 5 編溪間・山腹工等 第 3 章

溪間工 第 5 節コンクリート治山ダム工に、

・ 新コンクリートの打継の打込間隔日数について新たに記載されました。

(2) 品質管理基準及び規格値

生育基盤盛土工の品質管理基準の摘要欄に植栽樹種をクロマツとクロマツ以外に区分し、固結層の判断基準が記載されました。

6 調査・測量・設計等積算要領の主な改正点について

(1) 第 2 部 地質調査業務

・ 諸経費率標準値が改正されました (④ (5 頁))。

・ 電子成果品作成費の計算式が次のように改正されました。

$$\begin{aligned} & \text{調査費} = \text{調査費} \times \text{X} \\ & \text{X} = \text{地盤調査費} \times 1.01 \\ & \text{X} = 4.7 \times 1.038 \end{aligned}$$

ただし、上限を 26 万円とする。

・ 中間打合せ回数について 2 回が標準となり (各業務共通)。

・ アンカー引抜試験について記載箇所が移動 (計画作成業務 ↓ 地質調査業務) されました。

(2) 第 3 部 測量業務

・ 土壌汚染対策調査に係る歩掛が新設されました。

・ 航空レーザー測量の概要を記載するなど内容が充実されました。

・ 測量に係る機械経費、通信運搬費等の率が改正されました。

(3) 第 4 部 設計業務

・ 治山ダム工実施設計の成果品 (簡略版) に係る記載については、標準仕様書へ位置づけられ

ました。

(4) 第 5 部 計画等業務

・ 治山施設点検業務が参考歩掛から標準歩掛となりました。

・ 林道橋定期点検業務についての標準歩掛が新設されました。

7 森林整備保全事業調査・測量・設計及び計画業務標準仕様書の主な改正点について

・ 管理技術者の要件について、林業技士 (業務に該当する部門) の位置づけが明確になりました。

・ 治山ダム工実施設計 (簡略版) に係る成果品について記載されました。

・ 林道橋定期点検業務が新設されました。

8 建設機械等損料算定表の改定について

前回改定時 (2 年前) と比べ、基礎価格の上昇等により、運転 1 時間当たり換算値損料が全体で 2%、供用 1 日当たり換算値損料が全体で 1% 上昇していることなどの調査結果を踏まえ、建設機械損料算定表が改定されました。

9 東日本大震災及び熊本地震の被災地で適用する復興係数等について

(1) 間接工事費率

以下の補正係数は平成 30 年度も継続されます。

以下

以下

以下

④ 調査・測量・設計等積算 諸経费率標準値

【改定前】

〔表1-1 諸経费率標準値〕

対象額	100万円以下	100万円を超え3000万円以下		3000万円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする。	<small>(注)1. の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。</small>		下記の率とする。
		A	b	
率又は変数値	57.2%	300.01	-0.12	38.0%

ア 東日本大震災の被災三県（岩手、宮城、福島）「復興係数」
対象額により算定した共通仮設费率及び現場管理费率に以下の復興係数を乗じる。
・ 共通仮設費・・・1.5

【改定後】

〔表1-1 諸経费率標準値〕

対象額	100万円以下	100万円を超え3000万円以下		3000万円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする。	<small>(注)1. の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。</small>		下記の率とする。
		A	b	
率又は変数値	59.9%	285.3	-0.113	40.8%

イ 現場管理費・・・1.2
熊本地震被災地の「復興係数」
対象額により算定した共通仮設费率及び現場管理费率に以下の復興係数を乗じる。
・ 共通仮設費・・・1.4（阿蘇・上益

高所斜面掘削機によるのり切工については、今後、作業の効率化・安全性の向上などの面で汎用性が高くなると思われる、施工実績も増加傾向にあります。競争力強化の

改善要望事項

1 高所斜面掘削機によるのり切工の積算について（四国ブロック）

平成29年度「改善要望事項」に対する林野庁の見解

城地域）、1.1（その他県内）
・ 現場管理費・・・1.1
(2) 工事標準歩掛
以下の補正率は平成30年4月以降も現状の補正率が継続されます。
ア 東日本大震災の被災三県（岩手、宮城、福島）
標準歩掛を補正した復興歩掛を適用
土工（5工種）・・・補正率 20%
コンクリート工（29工種）・・・補正率 10%
イ 熊本地震被災地（熊本県）における標準歩掛を補正した復興歩掛
土工（5工種）・・・補正率 20%

② 小規模土工の作業区分設定の追加について
現在、土工については、土量50,000m³未満・以上、100m³以下、と区分されているが、森林土木工事の場合、2,000〜3,000m³の工事が多いことから、現在の区分では対応しきれないの

ためにも標準歩掛として新設し一般的な工法として掲載をお願いしたい。
林野庁見解
高所斜面掘削機施工については施工業者、機種等が限定される状況にあることから、見積で対応していただいているのが実態です。新設に当たっては歩掛の汎用性や施工実態なども勘案しながら必要に応じ対応していくものと考えています。
2 施工パッケージ関係について（四国ブロック、全国）
① 施工パッケージ単価の導入について
施工パッケージ型積算方式のバックホウ掘削においては、0.60m³で設定されている。現実には0.35m³の重機も使用していることから新設をお願いします。合わせてブルドーザーの掘削の15t級、整地・敷均しの11t級の新設をお願いしたい。

で、もう少しきめ細かに区分設定をお願いしたい。

林野庁見解

①及び②について

「施工パッケージ型積算方式」の導入に当たっては、先行的に導入している国交省の施工パッケージと林野庁における歩掛との比較等を行いながら、適用の可否などを慎重に検討しながら進めているところ。

貴協会等からのご要望を踏まえ、平成 29 年度に独自の機械土工の施工実態調査を行い、作業土工区分の細分化を図ったところです。新たに土量 10,000 m³未満の区分を設定しました。更なる細分化には施工データの蓄積が必要ですので、施工実態調査があった場合には、ご協力をお願いします。

また、施工パッケージに無い区分については、これまでの手法を用いて積算していただくことは可能ですので、積み上げでの対応をお願いします。このことについては、発注者である都道府県を適切に指導してまいります。

3 コンクリートポンプ車打設について（東北ブロック）

① 2-1-1-5 コンクリートポンプ車打設歩掛 (4) 圧送管組立・撤去は 1 現場当り 1 回とされてい

るが、完成まで数ヶ月を要する治山ダム現場では、圧送管を現場に置く余裕はなく打設日毎に撤去している実態にあることから、打設日回数に改めていただきたい。

林野庁見解

コンクリートポンプ車打設の歩掛については、専門機関による価格調査、現地調査を実施した上で積算区分を決定したものであり、圧送管組立・撤去について圧送管実延長が 30 m を超える部分について 1 現場当り 1 回の仮設費を標準的なものとして設定しているところ。現場条件として、設置したままにすることが出来ない場合は、別途、組立・撤去費を計上することが可能な場合もあると考えますので、発注者と協議して下さい。

② 現行歩掛には、コンクリート圧送車の回送費が計上されていないが、森林土木工事の山間部における現場では、市街地と異なり、コンクリート圧送車の回送費負担を求められる実態にあることから、実態を調査のうえ改善をお願いしたい。

林野庁見解

コンクリート圧送車の回送費に

ついては、森林整備保全事業設計積算要領において、質量 20 t 未満の建設機械の搬入及び建設機械の自走による運搬として、共通仮設費の運搬費に共通仮設費率として計上されており、算出額に含まれています。

③ 圧送距離が長くなると圧送管内に残留するコンクリートが発生するが、このロス分の計上がなされていない。仮に圧送距離が 300 m の場合で管径を 125 mm とした場合、配管内には 3.68 m³ のコンクリートが残留されることになる。このコンクリートを無駄なく使い切るとは、コンクリートの品質管理上困難な実態があるので、実態調査の上改善をお願いしたい。

林野庁見解

圧送距離が長い場合には、圧送管内に残留するコンクリートが発生し、これに見合うコンクリートのロスが生じることになりますが、現行歩掛では材料の使用量補正係数に含まれることとして整理されています。

4 災害関係について（東北ブロック）

林道の災害復旧においては、災害調査測量設計業務標準歩掛が制

定され、徒歩区間の距離（時間）による補正、災害の箇所別規模等による補正、災害の形態による補正及び設計業務の補正の区分が設けられているが、林道災害に係る調査、測量、設計は原則として管理者（市町村等）が負担するため、災害調査価格が安すぎて、大きな乖離が生じているのが実態である。このことから、財政状況が厳しい市町村に対し、測量経費を補助する仕組みが必要ではないか。

林野庁見解

林道の災害復旧に係る調査測量業務に係る歩掛については、各都道府県において制定・適用されているものと認識しているところ。

なお、災害が激甚災害に指定された場合は、申請に必要な査定設計書の作成について、「査定設計委託費補助」により補助することが可能です。

5 鋼製治山ダム等について（東北ブロック）

鋼製治山ダム（バットレス、スリット）の材料費が、共通仮設費及び現場管理費の率計算に含まれないと改正されたようですが、国交省工事と違い、治山ダム工事は限られた作業スペースでの設置作業となるため、共通仮設費等の率

計算に含めるなど林野庁独自の対応をお願いしたい。

林野庁見解

平成 29 年度の改正において「鋼製ダム（バットレス、スリット）の工場製作品単価については、鋼橋・門扉等の工場原価の取扱いに準ずる」としたところですが、平成 28 年度の規定と比べて実質的に対象が変わったものではなく、考え方としては同じです。

趣旨とすれば、工場製作をするバットレスやスリットなどでそのまま据え付けて完了となるような工場製作品は、仮設経費や現場管理が必要でない場合があることから、この場合については、共通仮設費率や現場管理費率計上の基礎対象額からは除外しようということです。

6 林業専用道について

① 経費率について（東北ブロック）

林業専用道の工事においても、現在は公共工事の道路改良経費と同じ経費率です。林業専用道の工事は道路幅員が狭く、多くの場合並行作業ができない起点方向からの作業となり、作業効率の悪い工事となっています。

また、延長が長く測点数が多く、測量、丁張設置、図面作成等多くの労力が必要となっています。

る。

そこで、林業専用道独自の経費率（共通仮設費、現場管理費）を設けていただくよう要望します。

林野庁見解

間接工事費率については、共通仮設費、現場管理費について率計算により必要な額を積算しているところです。

なお、現場条件等により作業効率が悪いことが想定される場合には適切に歩掛を補正することとしています。

このことについては、発注者である都道府県を適切に指導してまいります。

② 出来形管理基準の緩和について（全国）

林業専用道は土工が主な工種であることから重要構造物が少ないことと、m 単価が安価であり施工延長が長くなるため、管理数の緩和を要望します。

林野庁見解

平成 28 年 3 月に施工管理基準の改正を行い、土工においても施工延長の全測点について出来形管理をおこなっていたものを、施工延長 40 m につき 1 箇所を原則とするよう測定基準を改定しています。

7 コンクリート構造物の余掘について（九州ブロック）

コンクリート構造物の余掘は 0・30 m を標準としているが、余掘が狭く背面での型枠作業などがしづらく、また、労働災害の発生が危惧される状況であることから、余掘幅を砂防事業と同様に 0・50 m に基準を変更出来ないか。

林野庁見解

コンクリート構造物の余掘については、各都道府県において施工性、経済性等を考慮して各々制定・適用されているものと認識しています。

現場条件として、安全確保に支障がある場合は、発注者と協議して下さい。

8 工期について（九州ブロック）

適切な工期の設定で準備期間と後片付け期間が示されたが、参考にある標準工期との整合性はとれているのかご教示願いたい。

林野庁見解

標準工期については、これまでの経験値等を踏まえ目安として示していたものでしたが、適正な工期の設定、働き方改革などの流れから、準備期間など必要な工期を設定することとして、工期を工事額の規模で決めていた通知を廃止しているところです。

したがって、現場状況やこれまでの施工実績等を考慮しつつ適切な工期を設定するよう都道府県に周知しているところです。

9 仮設道路について（九州ブロック）

仮設道路のコンクリート路面工は、急勾配のところしか設計されていないが、実際は大部分を企業努力で実施していることから、路面工を実施する箇所の基準を緩和していただきたい。

林野庁見解

仮設道路のコンクリート路面工を実施する箇所の基準については、各都道府県において施工性等を考慮して各々制定・適用されているものと認識しています。

現場条件に応じて適切に設計するよう、都道府県に周知を図ってまいります。

10 森林土木工事の施工実態に対応した設計・積算について（九州ブロック）

森林土木工事は、山間地の急峻・狭隘な足場の悪い箇所、小さなロットの工種・工法の積み上げである。また、人力作業のウエイトが他省所管工事に比べ多く、地方の現場で最も懸念されている人手不足の影響を受け、さらに、ケーブルクレーン架設技術者の激減等、

取り巻く環境が厳しく、今後の大規模災害復旧工事等においては、入札不調等の懸念が高い工事である。

森林土木工事の強力な推進のため、予算の拡充はもちろんのこと、地方における現在の実態や環境の変化に応じた、かつ、森林土木工事の特異性を踏まえた積極的な歩掛の補正等による平坦部工事との差別化に早急に取り組んでいただきたい。

林野庁見解

森林整備保全事業設計積算要領等においては、山林砂防工、施工地域補正としての山間僻地補正、土工の現場条件による作業効率補正、小規模コンクリート打設に関する補正など山間地における実態に応じた設計積算等に行っているところである。また、標準歩掛全体として、気象その他の現場条件によつて、20%の範囲内で歩掛を増減することが出来る旨規定しているところである。

今後とも現場実態を踏まえた積算要領等の整備に努めてまいります。

なお、熊本地震の復旧・復興にあたり、阿蘇及び上益城地域では共通仮設費1.4倍、現場管理費1.1倍に補正することが出来る旨通知し

ているところである。

11 『建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン』の策定に伴う対応について

(全国)

平成29年8月28日に本ガイドラインが策定されたところであるが、本ガイドラインに沿って、建設業の生産性向上等も踏まえて適正な工期の設定に向けた取組が推進され、長時間労働の是正や週休2日の推進などを通じ、魅力的な産業として将来にわたって建設業の担い手の確保につながるよう期待されることである。

しかしながら、週休2日の導入に伴う工期の延長に加えて、工事に占める現場管理費等の諸経費も明示されている間接費の補正以上になるなど、施工業者の負担は大きくなると想定される。このことは、元請会社はもとより、下請け会社にも多くの負担を強いることとなり、会社経営を圧迫する要因となりにかねないところである。

しかしながら、週休2日等働き方改革の実現のためには、工期の適切な設定や労務単価のアップはもちろんのこと、現場管理費等の見直し、施工時期の平準化、適切な設計変更、書類の簡素化等が不可欠であることから、発注者に対

する指導も含め、その実現に向けて早急な措置をお願いしたい。

林野庁見解

国においては、働き方改革を政策の大きな柱として取り組んでおり、特に建設業については、建設業就業者の減少、高齢化の進行、他産業と比較して実労働時間が長いなどの状況を踏まえ、働き方改革に関する関係省庁連絡会議を設置し、ガイドラインを取りまとめるなど取り組みを強化しているところである。

この中で、建設業の就業環境等を改善するため、

- ・建設工事に従事する者の休日（週休2日等）の確保
 - ・労働者や資機材の確保のための余裕期間の設定や国庫債務負担行為の活用などによる施工期間の平準化
 - ・ICT建機や二次（プレキャスト等）製品等の活用
- などの指針を定めているところである。

既に林野庁においても、
・直轄事業における試行として、週休2日制を導入した際には、共通仮設費、現場管理費を補正
・適正な工期の設定に向けて、余裕期間、準備期間等を積算要領に規定

- ・現場条件等に応じて二次製品を活用するなど、施工性、経済性等を踏まえた設計を実施

森林土木工事におきましても、このガイドラインの趣旨に沿いながら対応していくことが新規就業者の確保、生産性の向上などを図るうえで重要と考えております。歩掛の補正等につきましては、現場の施工実態などを勘案しながら工事の施工に必要な費用については、予定価格に適切に計上されるよう、引き続き、都道府県を指導してまいります。

また、現場の実態に合わせ、設計変更等を適切に行うよう、併せて、指導してまいります

12 支障木の処理について(関東・甲信ブロック)

森林土木事業には、支障木の処理は必ず発生します。支障木の処理のほとんどが、起業者伐採となり受注者が伐採処理することになります。これにかかる費用は設計以上になることが多々あるので、適正な歩掛及び単価をお願いいたします。

起業者伐採費用には、伐倒・玉切り・工事範囲(20m程度)外運搬のことだが、立木所有者から現場外への運搬・集積を要求され

た場合、この経費を設計計上することは可能であるかご教示願いたい。

林野庁見解

立木の伐採・整理等に係る積算にあたっては、平成 29 年 3 月の歩掛改正で、伐倒、玉切、造材などの作業種について標準的な伐木処理に係る歩掛を規定したところである。

参考歩掛の適用が困難な場合には、見積りの徴収による積算も可能です。

立木所有者から当初設計に計上されていない現場外への運搬等について要求された場合には、発注者と協議して下さい。

13 山林砂防工の適切な対応について（全国）

山林砂防工については、これまで「森林土木事業の現場は施工条件が極めて厳しいので、森林土木事業独自の歩掛や割増等により、現場条件に合った歩掛の制定についてお願いしたい。」旨要望してきたところである。

歩掛の見直し・補正等については引き続きお願いするとともに、現在、適用されていない県が相当数ありますので、適用に当たって今後より一層適切な指導を行っていただくようお願いしたい。

林野庁見解

治山事業においては、山間遠隔地の急斜面又は狭隘な谷間における作業が発生すると考えられることから、山林砂防工が適用できるよう規定しているところです。

山林砂防工は、勾配がおおむね 30% 以上等の適用条件を満たす場合に、普通作業員の労務に代えて山林砂防工の労賃を適用し積算する（普通作業員に当該労賃を適用する。）こととしています。

このような制度のもと、治山工事の積算においては、山林砂防工の条件に当てはまる場合には、その労務単価を用いて積算を行うよう会議等で指導しているところです。

今後も引き続き都道府県に対する指導に努めて参ります。

14 山地治山土工の軟岩 I A 掘削の積算について（全国）

山地治山土工の小規模（0.1m²、0.2m²）な掘削・床掘においては、平成 27 年度までは適用土質として軟岩 I A が含まれていましたが平成 28 年度から土砂のみとなっております。これまで同様に適用土質に軟岩 I A の復活をお願いします。

林野庁見解

山地治山土工の小規模（0.1m²、0.2m²）な掘削・床掘については、軟

岩 I A について、平成 27 年度まではバックホウの機種選定の備考に標準運転時間の目安時間等が記載されており、積算の参考とされてきました。

しかしながら、近年、小規模な機種（0.1m²、0.2m²）については、建設機械損料算定の根拠とする 1 日当たりの運転時間の記載がなく、平成 28 年度の改正で標準運転時間の目安時間を削除したところです。

その後、貴協会等からのご要望を踏まえ、平成 29 年度に独自の施工実態調査を行い、軟岩 I A に係る日当たりの作業量を算出して、参考として積算資料に掲載しましたのでご確認下さい。

15 ダンプトラック運搬について（東北ブロック）

林道工事において土砂等を運搬するダンプトラックは、既存林道を使用するの残土運搬がほとんどですが、運搬路（既存林道）は幅員 4.0m の砂利道に両サイド素掘側溝の場合が多く、ダンプトラックや車両のすれ違いができません。よって待避所利用のすれ違いとなりますが、複数台のダンプトラックを使用する場合、台数が多くなればなるほど待避所での待避に時間にとられ、運搬効率に影響が生じてきます。現場で残土の運搬量

が多く運搬距離が長い場合等は、工事工程にも大きく影響し大きな問題となっております。

そこで、林道工事独特の作業性を考慮したダンプトラック運搬のサイクルタイムを検討していただきたい。

林野庁見解

ご要望にあるとおり、狭隘条件などにより運搬効率が低下する現場もあると思います。

運搬路の状況は区々となりますので、標準的な線引きをすることは困難であると考えています。

1 サイクルの所要時間について、現場条件等により所定の式を適用したい場合は、実情に応じて別途算出することができるかと考えています。

16 三者会議等の実施について（東北ブロック）

国では設計変更を認めている内容であっても、実際には変更されないケースなどの問題等が発生していることから、円滑な事業執行を図る目的として、工事施工業者が決定した後、国で実施している発注者、設計者及び工事施工業者の三者による「三者会議」を実施して、工事の目的、設計条件及び施工上の課題等を話し合う機会を全箇所について実施するような仕

組み作りを都道府県に指導していただきたい。

また、この場合の必要経費については、国では施工業者負担としているが、当初から設計に盛り込むことができないか検討していただきたい。

林野庁見解

林野庁の直轄事業においては、三者会議の実施要領を制定し、既に導入しているところであり、必要経費については、当初設計に計上することとしています。今後、補助事業についても必要に応じて導入が出来るよう、直轄事業の取り組みを都道府県に周知していきま

17 森林土木事業の早期・適期発

注（北海道）

北海道は、降雪期が早く、10月以降は日照時間も短く作業時間も制約され、11月以降は降雪の関係で施工・資材搬入・労務者通勤に伴う除雪作業に時間を費やしていただきますので、前年度に複数年分測量委託するなど余裕のある工事期間になるよう事業の早期・適期発注について要望します。

林野庁見解

工事の早期着手を図るため、既に、工事の実施年度より前の年度に当該工事に係る調査・測量・設

計業務を実施することを可能としており、都道府県に周知を図ってきたところです。引き続き、国庫債務負担行為（ゼロ国債）制度を活用しつつ、施工時期の平準化や十分な工期確保の観点から工事の早期発注に努めるよう、都道府県に周知してまいります。

18 予算の確保について（四国ブロック）

①平成29年7月九州北部豪雨災害をはじめとする近年の「局地的な集中豪雨や台風」、また「南海トラフ巨大地震や活断層地震」などに備える「山地防災力強化」のための治山対策予算や、日本とEUとのEPA交渉の大枠合意などを踏まえ、「競争力強化」に向けた林道施設整備の推進のため、安定的かつ確実な当初予算の総枠確保をお願いします。また、今後想定される補正予算の事業費枠拡大に向けての取り組みをお願いしたい。

林野庁見解

近年、集中豪雨等による激甚な災害が発生しており、山地防災力の強化に向け、荒廃山地の復旧整備や事前防災・減災の観点から治山対策の強化が一層重要となっております。また、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を実現す

るため、間伐や路網整備、主伐後の再造林等を推進する必要があります。

このため、平成30年度予算の概算決定において、治山事業では、荒廃山地の重点的な復旧・予防対策等に必要予算（597億円、対前年度比100%）を確保するとともに、林道整備では、林業専用道整備事業に加え、新たに幹線林道「林業生産基盤整備道」を整備する森林資源循環利用林道整備事業を創設するなど、必要な予算（28億円、対前年度比172%）を確保したところです。

さらに、長寿命化対策を含む農山漁村地域整備交付金（917億円の内数、対前年度比90%）、地方創生推進交付金（1,000億円の内数、対前年度比100%）では、基盤整備や防災・減災対策を支援するための予算を確保したところ

です。また、平成29年度補正予算では、九州北部豪雨を契機とした流木対策等を推進するため、治山事業（195億円）、森林整備事業（125億円）において必要な予算を確保したところです。

これらの予算により、計画的な事業の推進に努めて参ります。

②基幹となる林道など重要な路線整備を推進する補助金制度について、これまで基幹林道となる補助制度の復活を要望してきま

したが、この度林業成長産業化総合対策において林業生産基盤整備道として復活するとの由。その概要とスキームについてご

林野庁見解

「林業生産基盤整備道」は森林整備事業に森林資源循環利用林道整備事業を創設し、その事業の中で実施することとしています。

森林資源循環利用林道整備事業では、人工林が主伐期を迎えたこと、木材の流通が広域化していること等を踏まえ、人工林の蓄積が多く、製材工場等の集荷圏にあるなど森林資源が充実したエリアを「生産基盤強化区域」として設定し、路網ネットワークを形成する幹線となる林道の整備を推進していくこととしています。



地方協会だより (15)

石川県森林土木協会の活動について

— 石川県森林土木協会 —



災害研修会

●石川県森林土木協会の沿革

当協会は、昭和59年7月、それまでの山林協会から独立し、「石川県森林土木協会」として、会員数246社で森林土木技術の向上、県土の保全、森林資源の開発、公共の福祉増進、会員相互の親睦と繁栄を目的として設立されました。その後、社会情勢の変化や事業量の大きな変化に伴い、現在の会員数は174社となっていますが、会員の中には建設関係はもちろんのこと、舗装、造林・緑化、調査・

測量・コンサルタント会社と多種の会員が入会されています。

●活動状況

①研修会・講習会の開催

入札制度の有利性を高めるため、技術の向上はもとより森林分野CPDに対応する土質研修会、災害研修会、総合評価セミナーを毎年開催している。講師には専門家を招き、気象、災害事例、安全管理などをテーマに地域貢献による加点を図っています。

②県と協会の共催による防災研修

県林業職員、市町職員、協会員を対象に治山・林道事業の災害対策などについて、基本的な知識の習得を目指す研修を実施しています。

③要望活動

森林・林業関係諸団体と連携を図りながら、国会議員、県の行政機関に予算の拡大や継続的な公共事業の発注などの要望を行っています。

④啓発活動

協会として年会報「森林土木」

の発刊や会員名簿を作成し、関係や林業団体に配布することにより協会の啓発に努めています。

●県との災害協定締結

当協会では、災害に対する林業施設の迅速かつ適切な機能の回復及び被災施設の二次被害の防止等を図ることを目的として、平成18年3月に県と当協会が暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生ずる災害で被災した場合の応急工事の実施に関し、協定を締結しています。

そのため、協会では県が毎年主



林地防災月間出発式

催する6月の梅雨時期に行う林地防
災月間に併せ、県の出先機関と林業
施設の防災・点検等を合同で県内5
箇所で行っており、特に災害弱者関
連施設（病院、幼稚園、老人施設等）
については、避難訓練や避難路の確
保などに協力しています。

さらに、10月には津波訓練として
海岸において、二次災害を防ぐため
の防護シートの設置、進入禁止のゲ
ートを設置するなどの協力を行って
います。

●石川の森づくり活動

協会員の中には、CSR（企業の
社会的責任）として森づくり活動に
積極的に参画しており、現在40社の
会員が森づくりに協力しています。

県では優遇措置として総合評価点
に付加をし、企業の森づくり活動を
支援しています。

●終わりに

協会の運営については、公共事業
予算の減少から、大変厳しい運営に
なるかと思いますが、頑張っていき
たいと思います。

平成30年度
安全ポスターの
作成

全森建では、昨年11月
に開催した技術・労働委
員会において、各協（議）
会会員から応募された写
真の中から、厳正な審査
を行い、最優秀作品を主
体とし入賞作品を使用し
た平成30年度労働安全ポスターを作成しました。また、安全
標語については、ご応募いただいた作品を参考にしました。
なお、本ポスターは各協（議）会へ送付しましたが、会員
企業の皆様には本年度労働災害防止に努めていただくとようお
願いします。



一般社団法人
全国森林土木建設業協会

林野庁幹部人事異動

次のとおり異動がありました。

平成30年3月31日付

◇退職 奥田 辰幸
（大臣官房政策課政策情報分析官）

◇退職 飛山 龍一
（林野庁計画課 海外森林資源情報分析官）

◇退職 内田 敏博
（林野庁林政課 林業・木材産業情報分析官）

◇退職 清水 邦夫
（林野庁計画課 海外森林資源情報分析官）

◇退職 金口 健司
（中部森林管理局局長）

◇退職 上野 司郎
（国研）森林研究・整備機構
森林総合研究所総括審議役）

◇退職 石原 聡
（北海道森林管理局森林整備部長）

◇退職 興部長へ）
（広島県農林水産局林業振
興部長へ）

◇退職 福田 淳
（林野庁木材利用課課長補佐
（総括））

◇退職 増田 義昭
（山梨県森林環境部森林整
備課長へ）

◇退職 城 風人
（林野庁経営課課長補佐
（経営育成班担当））

◇退職 城 風人
（林野庁計画課課長補佐
（企画班担当））

◇農村振興局設計課付（退職）（長崎

◇退職（長野県林務部信州の木活
用課長へ）

◇退職（長崎県林務部信州の木活
用課長へ）

◇退職（長崎県林務部信州の木活
用課長へ）

◇退職（長崎県林務部信州の木活
用課長へ）

◇退職（長崎県林務部信州の木活
用課長へ）

県農林部参事監)

山根 伸司

(林野庁計画課

入札契約技術企画官)

平成30年4月1日付

◎林野庁関係

◇大臣官房付

遠山 知秀

(林野庁経営課長)

◇林野庁経営課長

常葉 光郎

(食品産業局輸出促進課

海外輸入規制対策室長)

◇林野庁計画課

海外森林資源情報分析官

桂川 裕樹

(国研)森林研究・整備機構理事)

◇林野庁林政課

林業・木材産業情報分析官

河野 晃

(国研)森林研究・整備機構

林木育種センター審議役)

◇林野庁林政課

林業・木材産業情報分析官

藤江 達之

(独)農林漁業信用基金

総括調整役)

◇林野庁森林整備部付(国際派遣)

国際熱帯木材機関事務局次長

(森林経営担当)

赤堀 聡之

(北海道森林管理局次長)

◇(国研)森林研究・整備機構理事

柳田 真一郎

(国研)森林研究・整備機構

森林整備センター審議役)

◇(国研)森林研究・整備機構

森林総合研究所総括審議役

吉野 示右

(東北森林管理局次長

(青森事務所長)

◇(国研)森林研究・整備機構

森林整備センター審議役

上 練三

(林野庁国有林野部付)

◇(国研)森林研究・整備機構

林木育種センター審議役

合田 和弘

(近畿中国森林管理局次長)

◇林野庁林政課監査室長

長江 良明

(林野庁経営課特用林産対策室長)

◇林野庁経営課特用林産対策室長

小島 健太郎

(山梨県森林環境部林務長)

◇林野庁木材産業課

木材製品技術室長

齋藤 健一

(林野庁経営企画課課長補佐

(総括)

◇林野庁治山課

水源地治山対策室長

安高 志穂

(国研)森林研究・整備機構森林整備

センター森林管理部上席参事)

◇林野庁管理課福利厚生室長

川脇 多久男

(四国森林管理局総務企画部長)

◇林野庁経営企画課

国有林野生態系保全室長

五関 一博

(林野庁森林利用課

森林吸収源情報管理官)

◇林野庁業務課国有林野管理室長

中村 毅

(北海道森林管理局計画保全部長)

◇林野庁計画課

海外森林資源情報分析官

小澤 眞虎人

(北海道森林管理局総務企画部長)

◇林野庁林政課管理官兼

林政課課長補佐(人事総括)

森脇 和正

(関東森林管理局総務企画部長)

◇林野庁管理課管理官

(人事管理担当)

竹内 芳仁

(中部森林管理局総務企画部長)

◇林野庁業務課課長補佐(総括)

岡村 篤憲

(広島県農林水産局林業振興部長)

◇林野庁計画課

入札契約技術企画官

村山 直康

(農村振興局設計課付)

◇林野庁業務課企画官(災害対策

担当)(九州森林管理局計画保全

部付)

乾 光一

(林野庁管理課企画官

(事業評価担当)

◇林野庁管理課企画官

(事業評価担当)

吉澤 英樹

(林野庁計画課課長補佐

(施工技術班担当)

◇林野庁林政課課長補佐

(渉外広報班担当)

藤田 伸之

(林野庁林政課課長補佐

(監査調整班担当)

◇林野庁企画課課長補佐

(林野図書館担当)

荒井 透

(林野庁林政課課長補佐

(渉外広報班担当)

◇林野庁経営課課長補佐

(特用林産企画班担当)

金子 直樹

(林野庁治山課課長補佐

(水源地治山企画班担当)

◇林野庁計画課課長補佐

(企画班担当)

永井 壯茂

(林野庁業務課課長補佐

(治山班担当)

◇林野庁計画課課長補佐

(施工技術班担当)

浜浦 武昭

(林野庁治山課災害査定官)

◇林野庁計画課森林計画官

(計画課課長補佐(総務班担当))

屋代 忠幸

(関東森林管理局森林整備部上席自然再生指導官(高尾森林ふれあい推進センター所長))

◇林野庁治山課課長補佐

(水源地治山企画班担当)

石飛 法子

(独)農林漁業信用基金

林業管理室業務推進課長)

◇林野庁整備課課長補佐

(企画班担当)

岸 功規

(林野庁治山課課長補佐

(施設実行班担当)

川崎 耕作

(東北森林管理局治山課長)

◇林野庁治山課治山対策官

(京都府農林水産部林務課副課長

(総括)

◇林野庁森林整備部計画課付

齋藤 絵理

◎森林管理局関係

(林野庁治山課治山対策官)

◇北海道森林管理局次長

堂本 整

(林野庁林政課管理官兼

林政課課長補佐(人事総括))

◇東北森林管理局次長

(青森事務所長)

中山 浩次

(林野庁林政課監査室長)

◇関東森林管理局次長

(東京事務所長)

寺川 仁

(林野庁業務課国有林野管理室長)

◇中部森林管理局次長

(名古屋事務所長)

入川 修一

(林野庁管理課管理官

(人事管理担当)

◇近畿中国森林管理局次長

(人事管理担当)

平野 均一郎

(関東森林管理局次長

(東京事務所長)

林 視

◇九州森林管理局業務管理官

(東京事務所長)

林 視

(九州森林管理局

鹿兒島森林管理署長)

◇北海道森林管理局計画保全部長

(鹿兒島森林管理署長)

石橋 岳志

(関東森林管理局森林整備部長)

◇北海道森林管理局森林整備部長

河野 裕之

(林野庁治山課

水源地治山対策室長)

◇東北森林管理局総務企画部長

門田 成生

(北海道森林管理局

網走中部森林管理署長)

◇関東森林管理局総務企画部長

新津 清亮

(中部森林管理局

木曾森林管理署長)

◇関東森林管理局森林整備部長

佐藤 肇

(中部森林管理局森林整備部長)

◇中部森林管理局総務企画部長

原 修

(東北森林管理局総務企画部長)

◇中部森林管理局森林整備部長

川戸 英騎

(国研)森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター海外協力部長)

◇近畿中国森林管理局

森林整備部長

善行 宏

(林野庁業務課課長補佐(総括))

◇四国森林管理局総務企画部長

花村 健治

(北海道森林管理局調査官)

◇九州森林管理局計画保全部長

井口 真輝

(林野庁木材産業課

木材製品技術室長)

これからの行事予定

6月20日(水)

平成30年度

・第1回正・副会長会議

・第2回理事會

・表彰式

・全森建定時総會

・創立35周年記念講演會

編集後記

◎岩手県森林土木建設協会から表紙写真に併せ、長い冬を越えて、岩手山周辺にも「待ち望んだ春が到来!!」との思いで撮影された「上坊牧野の一本桜」の写真の提供がありましたので紹介します。



上坊牧野の一本桜 (八幡平市)

◎全森建の平成30年度事業がスタートしました。各協(議)会及び関係者の皆様には、本年度もよろしく願います。